

海外経済要録

国際機関

◇IMF、SDR金利およびIMF貸付金利決定方式を変更するとともにSDR復元義務を廃止

国際通貨基金(IMF)理事会は4月22日、SDR金利およびIMF貸付金利の決定方式を変更し、5月1日から実施するとともに、これまで課されていた加盟国のSDR復元義務を4月30日をもって廃止する旨を発表した。

今次措置の概要は次のとおり。

1. SDR金利およびIMF貸付金利決定方式の変更

(1) SDR金利の決定方式の変更

SDR金利はこれまで主要5か国(米、英、仏、独、日)の短期金融市場金利の加重平均値の80%と定められていたが、これを100%に上げる(5月1日実施)。これに伴い、これまでSDR金利の90%とされてきた貸付国への報酬率(IMFの一般資金勘定を通じて他国に資金を貸付けている国に対しIMFが支払う金利)を同金利の85%とする(同日実施)。この結果、報酬率の水準はこれまでの市場金利の72%から85%に上昇することとなる。

(2) IMF貸付金利の決定方式の変更

従来、IMFが一般資金(加盟国の出資金)を加盟国に貸付けた場合の貸付金利は、貸付後最初の1年間は4.375%、2年目以降毎年0.5%ずつ上げる(ただし、上限金利は通常6.375%)方式となっていたが、1982会計年度(81年5月1日から82年4月30日までの1年間)は一律6.25%とする。また、1983会計年度以降は、年度ごとにIMF全体の純収益金の目標額(年度初の準備金の3%)が達成されるように貸付金利を決定することとする。

2. SDR復元義務の廃止

IMF加盟国は、これまで各四半期末ごとにSDR保有額の直前5年間の平均残高がSDR配分残高の当該5年間平均残高の15%を下回らぬようSDRを保有する義務を負っていた(SDRの復元義務)が、当該復元義務を本年4月30日をもって廃止する。

米州諸国

◇米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は5月4日、ニューヨーク連銀等

傘下11連銀が公定歩合を13%から14%に引上げるとともに、公定歩合の高率適用制度(注)の適用利率を公定歩合の3%高から4%高に改訂、いずれも翌5日より実施することを承認した旨を発表した(残るシカゴ連銀も5月8日に同幅引上げを実施)。

今回の公定歩合引上げは、昨年12月5日の引上げに続く、今次引上げ局面では4回目の措置で、水準としては既往最高。

今回措置について同理事会は、「現在の短期市場金利の水準、ならびにマネーサプライおよび銀行信用を引続き抑制する必要性を考慮したもの」とコメントしている。

(注) 公定歩合の高率適用制度(5月5日現在)

適用利率 公定歩合の4%高(現行では18%)

対象銀行 預金額5億ドル以上の金融機関で、連銀借入を①1四半期に2週間以上連続、ないしは②1四半期に通算4週間以上行った先

適用推移 80年3月17日新規導入(公定歩合の3%高)

5月7日撤廃

11月17日再導入(同2%高)

12月5日引上げ(同3%高)

81年5月5日 “ (同4%高)

◇米国の預金取扱い金融機関規制廃止委員会、MMCおよびSSCの金利上限変更日の改正を発表

標記規制廃止委員会(Depository Institutions Deregulation Committee)は、6か月ものTB金利基準定期預金(略称MMC、期間6か月)および2年半もの財務省証券金利基準定期預金(略称SSC、期間2年半以上)の金利上限変更日を以下のように改正する旨を発表した。

(1) MMCの金利上限の変更日をこれまでの毎木曜日から2日早め毎火曜日とする(81年4月7日以降適用、基準となるTBレートは従来同様財務省が毎月曜日に発表する6か月もの入札レート)。

(2) SSCの金利上限の変更日はこれまでの隔週木曜日から隔週火曜日とする(81年4月14日以降適用、基準となる財務省証券利回りは、従来同様財務省が当該月曜日に発表する同日までの5営業日間における残存期間2年半もの財務省証券の市場平均利回り)。

なお、本改正は基準金利の確定日(月曜日)と金利上限の変更日(木曜日)のズレから生じる預入急ぎや預入控えといった動きをなくすために行われたものである。

◇米国連邦住宅貸付銀行理事会、貯蓄貸付組合の州際合併の一部認可を発表

連邦住宅貸付銀行理事会(Federal Home Loan Bank Board)は3月25日、従来事実上禁止していた貯蓄貸付組合の州際合併について、①経営破綻に陥った同組合の

倒産防止を目的とするもので、②連邦貯蓄貸付組合保険公社(註)(Federal Savings and Loan Insurance Corp.)が合併を認め、かつ同理事会が他州所在の貯蓄金融機関との合併が必要と判断した場合に限り、これを認める旨発表した(即日実施)。本措置の対象となるのは、連邦免許貯蓄貸付組合が経営破綻に陥った他州所在の連邦免許もしくは州免許貯蓄貸付組合を合併する場合(州監督当局の認可は不要)のみで、州免許貯蓄貸付組合が他州所在の連邦免許貯蓄貸付組合を合併する場合には、別途各州監督当局の認可が必要となること等から、適用対象外となっている。

(注) 連邦住宅貸付銀行理事会の監督下で、貯蓄貸付組合に対する預金保険提供、経営危機に陥った貯蓄貸付組合に対する資金援助等を行う機関(1934年設立)。

◇米国連邦住宅貸付銀行理事会、貯蓄金融機関の住宅抵当貸付金利を大幅自由化

1. 連邦住宅貸付銀行理事会は4月23日、傘下の貯蓄金融機関に対し、市場金利に連動して貸付金利を変更できる(註)「金利調整可能住宅抵当貸付(Adjustable-rate Mortgage)」の取扱いを認める旨発表した(4月30日実施)。

同貸付の概要は以下のとおり。

- (1) 金利変更幅は無制限、ただし金利変更は月1回が限度(金利変更の30~45日前に借手に通知することが必要)。
- (2) 金利は、債務者が容易に確認でき、かつ貸手の金融機関が操作できない金利指標(TB入札レート<月中平均>、連邦住宅貸付銀行理事会作成の貯蓄金融機関の平均資金コスト等)に連動する(同指標が低下した場合は、貸出金利引下げが義務付けられるが、同指標が上昇した場合の貸出金利引上げは任意)。
- (3) 金利変更による返済額等の調整は、①月々の返済額の変更、②元本の変更、③貸付期間の変更(最長40年まで)のうちのいずれかの方法で行う。
- (4) 借手は、本貸付の一部もしくは全部を、いかなる時点でも、ペナルティを受けずに返済することができる。

2. 今次措置は、このところ貯蓄金融機関の経営が、MMC(TBレート連動6か月もの定期預金、53年6月号「要録」参照)導入等によって資金コストが大幅に上昇する一方、運用面で主力の住宅抵当貸付の金利変更制限が課せられていたこと等から、資金利鞘が大幅に縮小し、かなりの悪化をみていることに対応してとられたものである。

(注) 同理事会はすでに、傘下の貯蓄金融機関に対し、金利変更が可

能な変動金利制住宅抵当貸付(variable-rate mortgage、79年7月導入、54年6月号「要録」参照)、および金利変更条件付住宅抵当貸付(renegotiable-rate mortgage、80年4月導入、55年5月号「要録」参照)の取扱いを認めているが、いずれも金利変更幅には制限が課せられている(前者は年間上下0.5%、貸付期間中累計引上げ幅2.5%以内、後者は同0.5%、5.0%以内)。

◇レーガン大統領、自動車産業救済策を発表

レーガン大統領は4月6日、6項目にわたる自動車産業救済計画を発表した。これは不況におちいっている米国自動車産業のてこ入れを目的とするもので、その骨子は次のとおり。

- (1) 強力かつより安定的な国内経済基盤の確立……米国の自動車産業を救済するためにもレーガン大統領の提案している包括的な経済再建計画が迅速に議会で承認される必要がある。
- (2) 自動車関連諸規制の緩和……環境保護局(EPA)および全国ハイウェイ交通安全局(NHTSA)が現在課している不必要に厳しい環境安全規制を緩和する(註)。これにより今後5年間で業界および消費者に対し90億ドル以上の節約をもたらすことになる。

(注) 排ガスと安全に関する連邦規制の緩和で、具体的には、自動車安全保護装置の装着基準実施の延期、86年以降の燃料消費規制基準値の作成作業中止等第34項目にわたる規制の改廃。

- (3) 自動車産業失業者の救済……労働省は自動車産業失業者に対する救済をより効果的に行うための失業者対策の改正を提案する。
- (4) 政府公用車としての米国産車買い上げ促進……自動車産業を救済し、政府の管理コストを引下げるために、米政府は米国産公用車の購入に本会計年度約1億ドルを追加的に充てる。
- (5) 自動車産業に対する独禁法の適用緩和……自動車業界は、自動車メーカーの共同事業や規制関係機関に対する共同陳述を禁じている独禁法上の一部規制の解除を要請しているが、これに対し司法長官は速やかに対応することとし、現在係争中の関連訴訟の結着につき次第、業界の要請に応ずる。
- (6) 自動車産業に対する国際貿易の影響監視……国内自動車産業に対する国際貿易の影響は監視するが、自由貿易が関係国にとって利益になることを信じ、自由貿易の原則を遵守することに変わりはなく、貿易相手国も同様に遵守することを期待する。これに関連して、自動車問題を説明するための使節団を日本に派遣する。

欧 州 諸 国

◇ E C委員会、失業問題に対する政策提言を採択

E C委員会は4月15日、深刻の度を増しつつある域内の雇用情勢にかんがみ、5項目からなる失業対策提言を採択した。本提言は、6月9日に開催される社会問題担当相理事会等における検討資料になる予定。

本提案の概要は以下のとおり。

(1) 社会的団結の維持強化

イ、失業保険等社会保障制度を再検討し、生計費や所得の水準を考慮のうえ、公平かつ実情に即した内容に改める。

ロ、賃上げ交渉に際しては、今次不況により最も大きな打撃を受けた低所得者層に重点を置く。

ハ、「闇労働」を正規の経済のわく組のなかに復帰させる。

ニ、労働時間の短縮等により雇用の増大を図る。

(2) 雇用拡大に対する諸制約の軽減

イ、インフレ高進が雇用拡大のための財政支出増加に対する制約となっているため、金融政策、所得政策によってインフレを抑制する。

ロ、社会保険料の企業負担増大、賃上げ、解雇手当て等が企業の労働コストを高め、雇用拡大の制約要因となっている。従って、雇用拡大のためには、企業の労働コスト上昇をもたらさず、かつ給与面で労働者に不利とならないような方法を考える必要がある。

(3) 労働市場の育成

情報技術産業、民間部門を中心とするサービス業の振興、省エネルギーの推進、新エネルギー源の開発等により、当該分野における雇用の増大を図る。

なお、加盟各国のこうした努力を支援するため、共同体レベルでも、試験的施策の実施、情報提供、各種基金からの適切な資金供給等を行う。

(4) 労働力の質的向上、流動化等

イ、若年層に対する職能訓練に加え、生涯教育を推進して個人の創造性や自立性を開発する。

ロ、労働力の流動化を阻害する心理的、物理的要因を分析する。

ハ、パートタイマーのみならず、一般労働者についても労働時間の弾力化を図る。

ニ、解雇、新技術導入等に当たっての労使間の協議や情報交換の円滑化を図る。

(5) 財政支出の効率化

雇用の維持・拡大のための財政支出と失業保険給付とのコスト比較、産業政策・地域政策等に係わる移転支出が雇用面にもたらす間接的効果の評価等、財政支出が雇用に及ぼす影響の分析を行う。

◇ 西ドイツ政府、総合経済対策を決定

西ドイツ政府は4月8日、次の10項目からなる総合経済対策を閣議決定した。なお、ラムスドルフ経済相は閣議後の記者会見で、「今次対策のねらいは、あくまで中長期的観点に立って西ドイツ経済の競争力を強化し、構造変革を容易にすることにあり、景気対策として採られたものではない」とコメントしている。

(1) フランスと共同で国外より資金を調達(50億 ECU <127億マルク相当>、うち西ドイツ63億マルク)し、これを主に中小企業に対しエネルギー関連等設備資金として低利で融資する(復興金融公庫 <Kreditanstalt für Wiederaufbau> が資金調達と融資を担当)。

(2) 暖房用エネルギー節減のための投資計画(43.5億マルク)および地域集中暖房の推進について州政府と話し合いを行う。

(3) 各州と共同で行う地域集中暖房推進計画に対する連邦分担額を見直す。

(4) 電力会社に対し既認可の石炭火力発電所の建設促進を要請するとともに、原子力発電所建設についても、州政府と協調してその推進に努力する。

(5) 連邦郵便(Bundespost)は、グラスファイバー利用の有線通信網建設計画を策定し、遅滞なくその実施に着手する。

(6) 住宅政策につき5月27日の閣議で検討する。

(7) 職業訓練教育の充実を図る。

(8) 失業手当の不正取得を防止する。

(9) 不動産投資について減価償却の優遇強化は行わない。

(10) E Cによる域内繊維産業等に対する新たな支援計画に反対する。

なお、上記(1)の具体的内容については、その後連邦政府と復興金融公庫の話し合いの結果、概要以下のとおり決定された。なお、本措置は、利子補給等の財政措置についての連邦議会での審議、採択を待って実施される運びとなっている。

(1) 対象業種……商工業および農林業。

(2) 融 資 額……上限8百万マルク、原則として設備資金の半額とするが、年間売上高50百万マルク未満の企業の場合は設備資金額の3分の2。

(3) 期 間……4年と8年。

- (4) 金利……約9.5%。
 (5) 資金使途……原則として、省エネルギーの推進、代替エネルギーの開発、生産工程の合理化、新商品開発等企業の競争力強化に資する投資。農林業の場合はエネルギー関連に限定。

◇フランス、西ドイツとの共同借入による投資振興融資制度創設等を発表

1. ジスカールデスタン大統領は4月8日、西ドイツとの共同対外借入による調達資金を原資とする「雇用促進投資特別基金」の創設等、一連の投資振興措置を発表した。今次発表の概要は以下のとおり。

(1) 「雇用促進投資特別基金(Fonds spécial d'investissement pour l'emploi)」の創設

原資調達……西ドイツと共同で、今後18か月の間に総額50億ECU(うちフランス分25億ECU<約150億フラン>)相当の資金を国際資本市場から調達する。フランス側の借入主体はクレディ・ナショナル(Crédit National)。

基金の運営……クレディ・ナショナルおよび中小企業投資育成公庫(Crédit d'investissement des P.M.E.)が運営主体となり、政府は利子補給を行う。

資金運用……フランスの国際競争力を強め、雇用の創出に資する投資に対して融資する。具体的には、中小企業向けを中心に以下の分野への投資を優先する。

- イ. エネルギー・1次原材料の節減、および石油代替ないし新エネルギー開発関連の投資
- ロ. 交易条件悪化、エネルギー価格高騰、競争力低下等に係わる体質改善投資
- ハ. 通信、自動化等先端技術関連投資

(2) 景気調整基金(Fonds d'action conjoncturelle)による資金供給の開始

本年度予算で復活計上した景気調整基金による資金供与を6月15日以降開始する。資金供与(本年中66億フラン)の主な内訳は以下のとおり。

- イ. 電信電話施設関連(24億フラン)
 - ロ. 住宅投資関連(23億フラン)
 - ハ. 設備投資関連(6億フラン)
 - ニ. 新技術関連(1.9億フラン)
- (3) 研究開発投資の拡充

今後7年間(新大統領の任期に相当)に研究開発投資

の対GDP比率を2.3%(現在1.8%)まで引上げる。また1982年度予算では研究開発投資を大幅に増額する。

2. 今次共同借入計画の主旨につきフランス、西ドイツ両国政府は、「欧州を含む世界的な景気後退、経済構造改善の必要性、雇用の伸び悩みを勘案し、技術革新、雇用創出、国際収支改善(特に輸入石油に対する依存度引下げ)に役立つ投資を促進するため、新たな協調行動をただちにかつ両国同時に採ることを決定したもの」と述べている。

◇英蘭銀行、外貨持高に関するガイドラインを決定

1. 英蘭銀行は、4月24日、金融機関の外貨持高(foreign currency exposure)に関するガイドラインを決定した(注1)。本ガイドラインは銀行法(Banking Act, 1979)上の金融機関監督責任に基づき、英蘭銀行が金融機関の健全性維持の観点から策定作業を進めてきた3つのガイドラインのうちの1つである(注2)。

(注1) 本ガイドラインについては、79年12月に当初案が発表されて以来、英蘭銀行と各金融機関との間で話し合いが進められてきたが、内容が厳しすぎる、あるいは、外銀の場合英蘭銀行と母国当局との二重監督となる等の批判が極めて強く、策定作業は大幅に遅延していた。このため、その後内容を大幅に修正し、このほどようやく各金融機関の合意を得るに至ったもの。

(注2) 他の2つのガイドラインは次のとおり。

- ① 資本充実度(Capital Adequacy)に関するガイドライン……昨年9月に決定済み(55年10月号「要録」参照)。
- ② 流動性(Liquidity of Banks)に関するガイドライン……昨年3月当初案発表、本年3月改訂案発表(4月号「要録」参照)。

2. 本ガイドラインの概要は次のとおり。

(1) 対象金融機関

銀行法上の金融機関(recognised banks および licensed deposit-taking institutions)。

(2) 持高の定義

日々あるいは通常の銀行業務から生ずる直先総合持高(dealing positions)とし、資本金、土地建物、子会社や関連会社に対する投資等の長期的性格を有する持高(structural positions)は除く。

(3) ガイドラインが設定される持高

- ① 通貨別持高限度(net open dealing position in any one currency)……ポンドを含む全通貨の通貨別持高および金の持高。ただし、特殊な金融機関については銀の持高も対象とする。
- ② 総持高限度(net short open dealing position of all currencies taken together)……上記通貨別持高のうち売持となっているものの売持額合計。

(4) ガイドラインの設定方法

- ① 英系金融機関……個々の金融機関と個別に協議のうえ決定する。この際、外国替為業務に経験を有す

る金融機関の通貨別持高限度、総持高限度のガイドラインとしては、それぞれ広義資本(注)の10%、15%以下とするが、経験の少ない銀行に対してはより厳しい(more conservative)ガイドラインを設定する。

(注) 資本充実度に関するガイドラインの場合と同一の定義(55年10月号「要録」参照)。

- ② 英系銀行海外支店、子会社……①のガイドラインは海外支店に対しても適用されるが、技術的な問題もあり今後個別金融機関と協議する。また、子会社に対してもいずれ同様のガイドラインを適用する方針。
- ③ 外銀支店……当該支店および本店の内部管理ならびに母国監督当局の監督(monitoring arrangements)が適切(satisfactory)と認められる場合には、特にガイドラインは設定しない。ただし、適切でない場合には、広義資本が算定できないため、持高の絶対水準(absolute levels)についてガイドラインを設定する。

◇英国政府、資本流入に関する有事規制法案を議会に提出

英国政府は、4月3日、有事の際の政府の資本流入規制権限を強化することを改正目的とする為替管理法(Exchange Control Act, 1947)(注)および金融取引法(Financial Dealing Act, 1971)の改正案を付帯させた81年度歳入法案(1981 Finance Bill)を議会に提出した。

(注) 英国の為替管理は、79年10月、事実上全廃されたが(54年11月号「要録」参照)、有事規制等に備え為替管理法自体は存続している。

本改正案が成立した場合、政府は必要に応じて次のような資本流入規制措置を実施する法的権限を有することとなる(注)。

(注) 次の4項目のうち、(1)のみが金融取引法の改正にかかわるものであり、他はすべて為替管理法の改正にかかわるもの。

- (1) 外国為替取引等の停止
必要な場合には、外国為替取引および金取引を停止することができる。
- (2) 居住者による非居住者からの借入禁止
ポンド建、外貨建の両方を含む居住者による非居住者からの借入を禁止できる。ただし、貿易金融、対外投資等特定の目的のために行う借入について認める扱いとする。
- (3) 非居住者によるポンド建短期市場証書(money market paper)の取得禁止

現行法上、政府は非居住者による証券(securities)の取得を禁止する権限を有しているが、ここでいう証券には商業手形等の短期市場証券が含まれていないため、これら証券の譲渡等についても直接規制できることとする。

(4) 無利子ないしネガティブ・インタレスト預金の預入強制

非居住者のポンド建預金、居住者による外貨建借入および非居住者からのポンド建借入を抑制するため、金融機関ないし居住者に対し、無利子あるいはネガティブ・インタレスト預金を英蘭銀行に預入させよう。

◇スイス中央銀行、公定歩合引上げを決定

1. スイス中央銀行は5月8日、手形割引歩合(4.0→5.0%)、ロンバート貸付レート(5.5→6.5%)をそれぞれ引上げ、5月11日から実施する旨決定した。同行の公定歩合引上げは、2月20日(3月号「要録」参照)に続き本年3回目のもの。

2. 同行では、本措置の趣旨等につき以下のとおりコメントしている。

「今回の公定歩合引上げは、市場金利の上昇に追随したものであるが、同時に物価安定を確保するためにも利上げが必要と判断した。本措置が金融機関の中央銀行信用に対する過度の依存を是正し、スイスフラン相場の上昇に資するものと期待している。」

◇ベルギー中央銀行、最低公債保有規制等を導入

ベルギー中央銀行は3月31日、市中銀行の対民間部門貸出の相当部分が為替投機資金に回っている実情にかんがみ、市中銀行に対し、最低公債保有規制の復活(注)等、対民間信用抑制措置を4月1日以降3か月間適用する旨発表した。概要は以下のとおり。

(注) 最低公債保有規制は過去3回(76年3月、同年7月および78年10月)にわたり導入されたことがある。

(1) 最低公債保有規制

国債……最低限80年12月31日の保有残高を維持する

大蔵省短期証券……最低限81年3月13日から26日までの平均保有残高を維持する

(2) 民間部門信用比率規制

81年第2四半期末における民間部門信用残高の対公共部門信用残高比率を、78年第2四半期末における比率以下とする。

◇ベルギー、アイスケンス新内閣の発足と経済政策措置

1. ベルギーでは3月31日、マルテンス前首相が経済政策をめぐる連立与党内の意見対立から辞意を表明(注1)、このため、アイスケンス前蔵相(キリスト教社会党フラマン派)が4月6日、ボードワン国王から次期首班に指名されて即日組閣を完了し、議会信認(下院8日、上院9日)を経て新内閣を正式に発足させた。

新内閣は、前内閣(第4次マルテンス内閣、昨年10月発足、55年11月号「要録」参照)同様、キリスト教社会党と社会党(おのおのフラマン派<オランダ語使用>とワロン派<フランス語使用>からなる)の2党連立により、閣僚の顔振れも、首相と蔵相(注2)を除く全員が前内閣から留任したかたちとなっている。

(注1) 第4次マルテンス内閣は、財政赤字拡大、賃金コスト上昇、国際収支悪化およびこれらを反映したベルギー・フランの軟化に対処するため、財政支出削減、賃金・物価凍結等の緊縮策を検討してきたが、連立の一翼を担う社会党が賃金インデクセーションの改訂に関する首相提案に強い抵抗を示したため、マルテンス首相は閣内不統一を理由に辞意を表明するに至ったものの。

(注2) 新首相となったアイスケンス前蔵相の後任として、バンドピュット(Robert Vandeputte)前ベルギー中央銀行総裁(73歳、キリスト教社会党フラマン派)が新たに入閣。

2. アイスケンス新首相は、8日の議会演説において、「今後ともベルギー・フラン防衛と財政赤字の縮減に努める一方、景気浮揚策による雇用の促進、租税および社会保険料負担軽減を通じた企業競争力の強化を図っていく」との経済運営に関する基本的考え方を明らかにするとともに、4月13日には、次のような経済政策を発表した。

(1) 財政赤字削減……社会保障関係支出(失業保険、健康保険、年金等)の抑制、人員縮小や機構改革による官公庁の経費節約等により、81年の財政赤字を330億フラン(向う3年間で1,000億フラン)削減。

(2) 特別国債の発行……財政赤字のファイナンスおよび資本流出の防止に資するため、非課税かつ相続税・譲渡税の納税手段として利用し得る特別国債を発行(6月を目途に検討中)。

(3) 投資振興策……設備投資を促進するため、82年度以降、企業利潤の30%(81年度は同5%、2月号「要録」参照)を非課税扱い。

(4) 雇用促進策……中小企業の新規雇用に対する財政援助を1人当たり現行比1.5倍に拡大。

この間、新内閣は4月30日、マルテンス前内閣(暫定)が同月1日に1ヵ月間の時限措置として実施した物価凍結措置(注)を5月以降も延長する旨発表した。もっとも今後は、値上げが4月1日以前にすでに決定されていた場合は当該値上げ実施が認められるほか、今後の値上げ

申請についても、経済省が企業のコストおよび収益状況を検討のうえ認めることになるなど、規制の緩和が講じられている。なお、政府では今回の規制緩和につき、「一挙に撤廃した場合に予想される値上げラッシュを回避したもの」と説明している。

(注) ベルギー・フランの軟調、経済政策をめぐる首尾から生じた政治的混乱等にかんがみ、卸売・小売段階を問わず、石油・同関連製品、一部食料品等を除く物価全般につき、3月29日の水準に凍結することを決めた措置。

◇ベルギー中央銀行、2度にわたり公定歩合等を引下げ

1. ベルギー中央銀行は4月16日、30日の両日、公定歩合ならびに債券担保貸付金利の各1%(計2%)引下げを実施した(公定歩合16→14%、債券担保貸付金利18→16%)。ベルギーの公定歩合は、ベルギー・フランの軟調から3月中2度にわたり引上げられ(計4%ポイント、4月号「要録」参照)、既往最高水準となっていた。

2. 今次措置につきベルギー中央銀行では、「マルテンス前首相辞任等政治的混乱に伴うベルギー・フラン売投機の増大をながめ、3月末緊急避難的に公定歩合の大幅引上げを実施したが、その後、アイスケンス新内閣が発足し(注)、財政赤字縮小を中心とする経済対策も発表されるなど政治的混乱は一応收拾、これに伴って為替市場もやや着きを取戻してきている。こうしたことから、生産の低迷や失業の増大にみられるような国内景況の不芳に対処すべく、今次公定歩合引下げに踏み切った」とコメントしている。

(注) 「要録」別項参照。

ベルギー中央銀行の金利引下げ

(年利%)

	変更前	4月16日以	4月30日以
再割引歩合 (公定歩合)	16.0	15.0	14.0
債券担保貸付金利			
貸付限度わく内の貸付適用金利	18.0	17.0	16.0
貸付限度わく外の高率適用金利		同左	同左

市場金利を勘案しつつ中央銀行が適宜決定(市場金利+2%を目途)

◇ポルトガル、協調融資団から借入

ポルトガル中央銀行は4月9日、81年中の同国の財政赤字を補填するため、北米、欧州、日本およびアラブの各行からなる協調融資団との間に借入契約を結んだ。今次契約の概要は次のとおり。

(1) 融資参加銀行(全10行)

マニファクチャラーズ・ハノーバー・トラスト(米国)、トロント銀行(カナダ)、ナショナル・ウエストミンスター(英国)、パリ国立銀行(フランス)、ソシエテ・ジェネラル(フランス)、アムステルダム・ロッテルダム銀行(オランダ)、日本興業銀行(日本)、東京銀行(日本)、ガルフ・インターナショナル銀行(バーレーン)、バフ・アラブ・フランス連合銀行(フランスおよびユアラブ連合等アラブ諸国)

(2) 融資総額……5億ドル

(3) 期間……8年

(4) 金利……当初6年間は Libor(ロンドン・インターバンク出し手金利)+0.5%、残る2年間は Libor + 3/8%

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、独占禁止法を施行

韓国政府はこのほど「独占禁止および公正取引に関する法律」を制定、4月1日から施行した。同法は独占の形成や競争制限行為を規制することにより企業の自由な競争を促進し、国内物価の安定や国際競争力の向上に資することを目的としている。全文66条と付則から成る同法の骨子は次のとおり。

- (1) すでに独占を形成している企業については一応現在の地位を容認する。しかし、その市場支配力が今後さらに拡大することを防ぐため、これら企業による価格操作や競争制限行為を規制していく。
- (2) 新たな独占の形成を防止するため、一定規模以上の企業による合併、営業権の譲受等については、経済企画院長官への事前申告を義務付ける。この場合、同長官は産業合理化や国際競争力の強化等を中心に考慮の上可否を決定する。
- (3) 経済企画院内に公正取引委員会を設置し、同法の具体的な運用にあたらせる。

◇韓国、石油製品価格等を引上げ

韓国政府は4月、石油製品価格を平均13.9%引上げる旨発表、4月19日から実施した。同国では昨年中3度にわたり同製品価格の引上げが行われた(1月、8月、11月、通算引上げ幅106%)が、更年後も原油価格の上昇や為替レートの下落等から、石油精製会社のコスト負担が増大したため今回の措置が採られたもの。

一方、これと同時に電力料金も平均10%引上げられた。

なお、今回の値上げにより本年度の卸売物価は3.5%押し上げられる見通しであるが、政府では「今後も物価安定に万全を期す所存であり、今年度の卸売物価上昇率は当初目標の20~25%にとどまろう」(申・経済企画院長官)との見方を明らかにしている。

引上げ幅は次のとおり。

- (1) 石油製品価格(平均引上げ率13.9%、4月19日実施)
 - ガソリン: ハイオクタン1リットル当り880ウォン→1,010ウォン(約323円<81年4月20日実勢レート換算>)、レギュラー同680ウォン→700ウォン(約224円<同>)
 - 灯油: 同226ウォン→268ウォン(約86円<同>)
 - 軽油: 同215ウォン→255ウォン(約82円<同>)
 - プロパンガス: 同755ウォン→883ウォン(約283円<同>)
- (2) 電力料金(平均引上げ率10%、4月20日実施)
 - 家庭用: 月間使用量100KWH4,903ウォン→5,393ウォン(約1,725円<同>)

◇台湾、1982年度予算案を発表

行政院は3月24日、1982年度(1981年7月~82年6月)中央政府予算案を立法院に提出した。同予算案が物価安定の見地から歳出入規模を各3,193億元、前年度当初予

台湾の1982年度予算案

(単位・億元)

	1982年度予算	81年度	同補正	構成比(%)	
		当初算	後予算		
		算比増加率(%)	算比増加率(%)		
歳入	租税・専売収入	2,210	21.2	15.2	69.2
	公営企業収入	324	51.4	37.7	10.1
	建設公債	160	23.1	23.1	5.0
	剰余金繰入れ	155	33.6	25.6	4.9
	その他	344	32.8	32.8	10.8
合計	3,193	25.6	16.1	100.0	
歳出	国防・外交費	1,271	19.1	17.5	39.8
	経済建設・交通関係費	798	36.6	4.6	25.0
	社会福祉関係費	440	30.6	28.5	13.8
	教育・科学・文化費	291	31.1	30.0	9.1
	一般政務費	144	29.7	27.4	4.5
	債務返済費	60	1.7	1.4	1.9
	省市補助費	145	15.1	9.6	4.5
その他	44	22.1	24.3	1.4	
合計	3,193	25.6	16.1	100.0	

算比+25.6%、同補正後総予算比+16.1%と、前年(同当初予算比+30.8%)を下回る低い伸びに抑えられている。

歳出入面の特色は次のとおり。

- (1) 歳出面……民生重視の観点から社会福祉(前年度当初予算比+30.6%)、教育・科学・文化費(同+31.1%)が引続き高い伸びとなっている。一方、経済建設・交通関係費は前年度当初予算比では+36.6%となっているが、物価安定への配慮や財源の制約から80年11月補正後の総予算対比では+4.6%の低い伸びにとどまっている。また、最大のウエイト(約4割)を占める国防・外交費も抑制気味(前年度当初予算比+19.1%<前年同+32.3%>)となっている。
- (2) 歳入面……大宗を占める租税・専売収入が国内景況のスローダウンに伴う企業収益の伸び悩みから増勢鈍化を余儀なくされる見通し(同+21.2%<前年同+26.8%)。この結果、歳入不足額は前年(246億円)を上回る約315億円に達するものと見込まれているが、これについては引続き建設公債の発行(160億円)と剰余金繰入れ(155億円)により賄う方針。

◇マレーシア、第4次5か年計画を発表

マレーシア政府は3月28日、「第4次5か年計画(81~85年)」を国会に提出した。国会提出に際してフセイン首相は、同計画は5か年間に総額1,026億リンギ(450億ドル、うち政府支出28%)の投資を行い、①貧困の追放、②ブミプトラ政策(純粋マレーシア人優先政策)の推進、

第4次マレーシア5か年計画の概要

	年平均伸び率 (%)		構 成 比 (%)	
	1975~80(実績)	1981~85(計画)	1980年(実績)	1985年(計画)
実 質 G D P	8.6	7.6	100.0	100.0
うち農 林 漁 業	3.9	3.0	22.2	17.8
鉱 業	8.9	5.8	4.6	4.3
製 造 業	13.5	11.0	20.5	23.9
建 設 業	12.6	9.0	4.5	4.8
電気・ガス・水道業	10.2	10.0	2.3	2.5
運輸・通信業	9.6	8.0	6.5	6.6
商 業	8.2	8.0	12.6	12.8
金融・保険業	8.0	7.4	8.2	8.1
政府サービス	9.0	9.0	13.0	13.8
その他サービス	6.6	7.6	2.5	2.5
消費者物価上昇率	4.5	6~7		
原油生産(注)	26.5	5.3		
労働力	3.5	3.1		

(注) 80年実績28.0万バレル/日、85年計画36.2万バレル/日

- ③一次産品供給国から工業国への脱皮、④農業の振興、⑤国防力の強化を重点項目とする旨説明している。

また、同期間中の重質GDP成長率は年平均+7.6%と前5か年実績(+8.6%)を若干下回るものの近隣諸国に比すれば高い伸びを見込んでいるのも特徴。部門別には、製造業で工業化政策の推進により年平均+11.0%を見込んでいるほか、電気・ガス・水道事業(同+10.0%)、建設業(同+9.0%)等も高めの伸びを計画。

また、原油生産は、80年実績の28.0万バレル/日から85年には36.2万バレル/日へと増産を見込んでいるが、その年平均伸び率は+5.3%と前5か年実績(同+26.5%)を下回るものとなっている。

◇インド、81年度予算案を発表

インド政府はこのほど1981年度(81年4月~82年3月)予算案を発表、議会に提出した。発表にあたりベンカタラマン蔵相は、昨年央以降回復傾向にあるインド経済を

インドの81年度予算案

(単位・億ルピー)

		1980年度(実績)	1981年度	前年度比 %	
歳 入	経常勘定	租 税 収 入	1,313	1,447	10.2
		州政府への還付(-)	(-379)	(-420)	10.8
		税 外 収 入	355	379	6.8
		計	1,289	1,406	9.1
入	資本勘定	州政府等貸付金の回収	169	195	15.4
		国 債	260	280	7.7
		外 債	82	100	22.0
		I M F 借 入	53	0	—
	その他とも計	794	900	13.4	
	合 計	2,083	2,306	10.7	
歳 出	経常勘定	一 般 支 出	388	460	18.6
		防 衛 費	350	379	8.3
		州政府交付金	300	288	-4.0
		経済開発関係費	240	296	23.3
	その他とも計	1,368	1,530	11.8	
出	資本勘定	州政府等への貸付	588	549	-6.6
		経済開発関係費	276	340	23.2
		防 衛 費	30	41	36.7
		その他とも計	913	957	4.8
	合 計	2,281	2,487	9.0	
収 支 じ り (△は赤字)		△ 198	△ 181	—	

本格的な成長路線に乗せるためインフラ整備、投資促進に重点を置いた予算案となっている旨説明した。これを具体的にみると、財源難から歳出全体の伸びを比較的小幅にとどめているなかで、経済開発関係費に重点配分しているほか、投資奨励をねらって法人税の減税等の措置を打出している。

新年度予算の概要は次のとおり。

- (1) 歳出(総額2,487億ルピー)……経済開発関係費が立遅れている電力、石炭向け投資を中心に高い伸び(經常、資本両勘定合計で636億ルピー、前年度実績比+23.3%)。一方、財源難から防衛費、州政府への交付金は抑制されており、全体では前年度実績比+9.0%と前年(前年度実績比+11.1%)を若干下回る低い伸びにとどまっている。
- (2) 歳入(総額2,306億ルピー)……外債、州政府に対する貸付金の回収は増加するものの、大宗を占める租税収入(歳入全体の62.7%)が各種減税措置(注)により低い伸びにとどまることから前年度実績比+10.7%となっている。
- (3) 財政収支……歳入の伸びが歳出を上回っていることから赤字幅は181億ルピーと前年度(198億ルピー)に比べてわずかながら縮小。

(注) 減税の主内容は次のとおり。

- ① 個人所得税の課税最低限度額を1.2万ルピーから1.5万ルピーに引上げる。
- ② 法人所得税のサーチャージを(財源確保のための追加課税)を7.5%から2.5%に引下げる。
- ③ 固定資産税の課税最低限度額(58年以來据置き)を5万ルピーから15万ルピーに引上げる。

◇豪州、賃金裁定方式を変更

豪州連邦労働調停仲裁委員会は4月7日、本年1月以来的検討結果に基づき新しい賃金裁定方式を決定、5月から実施する旨発表した。これは75年以来採られてきたこれまでの方式(詳細については調査月報50年6月号「要録」参照)が最近労使双方の不満の高まりから円滑に運用されなくなったことに対処してとられた措置である。新方式の概要は次のとおり。

- (1) 賃金裁定は、次の手順により年2回(1～3月期、7～9月期のCPI発表後2週間以内)決定される。

イ、暫定裁定、(First Review、通常5月)

10～3月期のCPI上昇率の80%を裁定賃金引上げ率とし、勧告日から実施する。

ロ、最終裁定(Final Review、通常11月)

暫定裁定時に積み残した10～3月期のCPI上昇率の20%相当分、4～9月期のCPI上昇率、労働生産性、経済情勢、労働条件の変化等を総合的に勘

案して裁定賃金引上げ率を決定、勧告日から実施する。

- (2) 新方式の有効期間は2年間とし、その後の取扱いについては期間の切れる数か月前に同委員会の委員長が主催する会議において検討の上決定する。

新方式は従来の物価スライド方式に比べると、暫定、最終という2段階の手順により行われることとなったほか、裁定賃上げ率については一応CPI上昇率を考慮しつつも、①10～3月期のCPI上昇率に関しては自動的に決定される部分と留保される部分に分けられたこと、②4～9月期のCPI上昇率に対応する賃上げ率は明示されていないこと、③賃金裁定の際に労働生産性を考慮に入れたこと、など一段と弾力的なものになっている。

なお、80/10月～81/3月期のCPI上昇率が4.5%と発表されたことに伴い、同委員会は5月7日、その80%に当る3.6%の賃上げガイドラインを勧告した。

共 産 圏 諸 国

◇中国、80年の主要経済統計を発表

中国国家统计局は4月29日、「80年の国民経済計画の実施結果に関する公報」を発表、前年に引続きかなり詳細な主要経済統計を明らかにした。本統計で注目される点は、これまで断片的にしか発表されていなかった物価について、全国小売物価の年間平均上昇率とその内訳を公表したことである。主な公表計数は次のとおり。

項 目	1980年	前年比 ・%	1979年	前年比 ・%
1. 国民所得等				
国民所得(億元)	3,630	6.9	3,350	11.3
農工業総生産額(%)	6,619	7.2	6,175	8.5
農業生産額(%)	1,627	2.7	1,584	8.6
鉱工業生産額(%)	4,992	8.7	4,591	8.5
2. 農 業				
食 糧(百万トン)	318.2	4.2	332.1	9.0
綿 花(%)	2.7	22.7	2.2	1.8
油料作物(%)	7.7	19.5	6.4	23.3
食 肉(%)	12.1	13.5	10.6	30.2
3. 工 業				
石 炭(百万トン)	620	2.4	635	2.8
原 油(%)	106	0.2	106.2	2.0
電 力(10億kwh)	300.6	6.6	282.0	9.9
鉄 鋼(百万トン)	37.1	7.7	34.5	8.5
鉱山設備(万吨)	16.3	38.3	26.4	8.7

発電設備(万kw)	419.3	-32.5	621.2	28.4
内燃機関(万馬力)	2,539	-12.7	2,908	3.2
トラクター(万台)	9.8	-22.2	12.6	10.7
化学肥料(百万トン)	12.3	15.7	10.7	22.6
セメント(〳)	79.9	8.1	73.9	13.3
化学繊維(万トン)	45	38.0	32.6	14.5
綿糸(〳)	293	11.4	263	10.5
ミシン(万台)	768	30.8	587	20.8
自転車(〳)	1,302	29.0	1,009	18.1
腕時計(万個)	2,216	29.8	1,707	26.3
4.基本建設				
基本建設投資額(億円)	539	7.8	500	4.2
全国住宅竣工面積(万㎡)	8,230	31.6	6,256	66.7
5.運輸				
鉄道貨物輸送量(億トン・キロ)	5,717	2.1	5,599	5.0
水運(〳〳)	5,053	10.7	4,564	20.8
航空貨物輸送量(億トン・キロ)	1.4	13.9	1.2	20.0
主要港湾貨物取扱量(億トン)	2.2	2.2	2.1	7.2
6.商業				
商業部門の商品買付け総額(億円)	2,263	13.6	1,992	14.5
農産品(〳)	677	15.4	587	27.6
工業製品(〳)	1,586	12.8	1,406	11.3
商品小売総額(〳)	2,140	18.9	1,800	17.8

7.対外貿易(注)				
輸出(億円)	272	28.7	211.3	26.1
輸入(〳)	291	19.2	244.1	30.3
収支じり(〳)	△19	—	△32.8	—
8.労働・賃金・預金				
労働者・職員総数(万人)	10,444	4.8	9,967	4.9
労働者・職員の年間賃金総額(億円)	773	19.5	647	13.6
労働者・職員の年間平均賃金(元)	762	14.1	668	n.a.
個人預金総額(億円)	399	41.9	281.2	n.a.
9.人口(年末、百万人)	982.6	1.2	970.9	1.3
10.物価				
全国小売物価(年間平均)	—	6.0		
農村部(〳)	—	4.4		
都市部(〳)	—	8.1		
農業生産手段(〳)	—	1.0		
食料品(〳)	—	10.5		
副食品(〳)	—	13.8		
衣料品(〳)	—	0		
日用品(〳)	—	1.2		
娯楽・教養(〳)	—	0.7		
医薬品(〳)	—	0.9		
燃料(〳)	—	0.7		

(注) 79年の貿易実績については80年の伸び率をもとに日本銀行調査統計局で算出・改訂(従来の公表値は輸出212億円、輸入241億円)。